

「原発なくそう！ 九州玄海訴訟」

NEWS

Vol.6

2013. Oct



発行元/

「原発なくそう！」

九州玄海訴訟原告団・弁護団



〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町1-10
 ニュー寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所気付
 Tel. 0952-25-3121 Fax. 0952-25-3123
 メールアドレス no-genpatsu@bengoshi-honryu.com
 ホームページ http://no-genpatsu.main.jp

第6回口頭弁論を終えて

原発なくそう！九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

今回の第6回弁論は、私たち原告側の主張や証拠を大筋明らかにし、次回12月20日から国や九州電力の反論の予定となっています。と同時に、今年7月に国が新規規制基準を作り、九州電力が玄海について再稼働を申請し、この弁論の日の午前中に、原子力規制委員会が玄海原発の調査に入るという歴史的段階となっています。

今後、私たちは、新規規制基準が立地条件などを含んでないことなどに抗議して、福島の子孫を訴える中で、国と九州電力を追い詰めていく必要があります。

東島弁護士の

第6回口頭弁論 ココがポイント!



- 1、原発の被害の各論について詳細にパワーポイントも使いながら主張しました。
 - (1) 原発事故による放射線健康障害について、①内部被ばくの危険、DNA破壊によりガン等の病気、次世代への影響があること、②チェルノブイリ事故でも事故収束労働者の白血病等と子どもの甲状腺がんだけでなく、成人の甲状腺ガンの罹患、小児白血病や先天性奇形・異常の増加など多種多様な悪影響があることを資料に基づき主張しました。また、放射能の危険にはこれ以下は大丈夫という値はなく、100mSv未満の低線量被曝でも比例的にリスクが高まるモデルが合理的であると主張しました。
 - (2) それ以外の被害、すなわち、③原発が高い被曝にさらされる原発労働者の存在なくしては存立できないこと、④50年経過しても処理の目途が立たない放射性廃棄物による被害、⑤通常運転での環境破壊や原発付近での白血病その他の多発等の健康被害、⑥福島事故による広範な人々の避難、産業、財産、地域社会の文化・人間関係等のトータルな破壊（回復不可能な被害もある）などを主張しました。
- 2、原発はトータルに捉えた場合、CO₂が少ないわけではなく、環境に優しいとはいえないことを詳細に主張しました。
- 3、福島県相馬市の中島孝さん（生業訴訟原告団長）と長崎原爆の被爆者川原進さんが意見陳述しました。2～4ページに全文掲載しています。
- 4、今回は、九電や国が、“原発は安全である”と主張する予定です。



ガッチリ握手する生業訴訟の中島孝原告団長と玄海訴訟の長谷川照原告団長（9月27日）

目次

CONTENTS

第6回口頭弁論を終えて	1
ここがポイント	1
意見陳述	2
中島 孝/川原 進	
風船プロジェクト3レポート	5
原告団交流ひろば	6
TOPICS	9

めざせ! 1万人☆あなたのご家族・友人、知人を原告に誘ってください。委任状と申込書はホームページ (<http://ne-genpatsu.main.jp>) からダウンロードできます。事務局にご連絡いただければ、郵送いたします。

意見陳述書

原告 中島 孝氏
原告 川原 進氏



模擬法廷の様子

□ 原告

中島 孝氏

〈「生業を返せ、地域を返せ!」
福島原発訴訟原告団長〉



原告を代表して意見陳述を行います。

1 私は、1984（昭和59）年から28年間、福島第一原発から北に約40kmの距離に位置する福島県相馬市でスーパー「中島ストア」を経営してきました。店から1km弱のところに太平洋に面して松川浦という入り江があり、相馬原釜漁港があります。

私は、漁港を利用する漁師たちが運営する相馬双葉漁協の市場に毎朝かよって、新鮮なヒラメやカレイを仕入れ、地元のお客さんのみならず、全国のお得意さんに宅急便で送っていました。皆さんから「おいしい、おいしい」と相馬の魚にお褒めを頂いて参りました。私の生きがいでした。

しかし、2011（平成23）年3月11日の原発事故により、地元相馬の魚を中心としたこの営みは、大きく捻じ曲がってしまいました。事故から2年半が経過した今でも、かつての商売の形を再建できるめどは、全く立ちません。

2 大地震、大津波の翌日、あの爆発が起きました。

私の店の近くまで津波が押し寄せ、ほぼ地域は壊滅、ライフラインも寸断されました。私の店は、津波の最前線に唯一残った店となり、水や食べ物を求める人びとでごった返し、私は、押し寄せるお客さんにおにぎりを握ったり、塩鮭をさばいたりの作業に追われていました。

そんななか、私の家内から、「南相馬市の実家の弟の話だと、実家でも役所が用意したバスに乗って家族全員

で避難するそうだ。」と聞きました。爆発した原発から放射能が迫ってくる恐ろしさを、地域住民もひしひしと感じていました。相馬市では、そのころ市長が「籠城」を決めた、つまり、自治体としての避難はしないという報道がありました。しかし、16日、17日頃になると、私の店がある刈敷田という500世帯ほどの団地の中で、ところどころの家の窓に、夜になっても明かりが灯らないようになりました。市長の決定にもかかわらず、不安を感じる家族が1軒、また1軒と避難を始めたのです。

家内に「地域には多くの人が残っている。息子はまだ若いので避難させたいと思うが、店がなくなったら地域には餓死者が出るかもしれない。どうする?」と聞くと、家内は「1人暮らしのお年寄りもいるし、最後まで2人だけでも残って、何とか店を続けよう。」と言います。

27歳の息子に「お前だけでも避難させたい。」と言うと、息子は、しばらく考えて「どこに逃げても放射能に追われる。だったら残って店をやる。」と言うのです。息子の将来の安全にとってどうなのかと、親として心にトゲが残りました。

私は、こうした状況が続く中、原発はもう止まるもの、無くなるものと思っていました。ところが、民主党政権は再稼動を決定し、大飯原発が動き出しました。

事故は終わっていないのに、国も電力会社も、フクシマから何も学ばないのか、また第二のフクシマを引き起こすつもりなのか、との強い怒りから、2013（平成25）年3月11日に福島地裁に提訴した「生業を返せ、地域を返せ!福島原発訴訟」の原告団長を引き受けました。

3 原発は、一旦事故を起こせば取り返しがつきません。言葉に尽くせぬ大変な事態を、我々は福島において日々体験しています。

(1) 避難指示区域の浪江町は、全町民が避難を余儀なくされています。10数軒の畜産農家が、隣の南相馬

市の仮設住宅などから通ってきて、生き延びた牛たちに共同で餌をやり続けています。避難指示が出たとき、牛舎に牛をつないだままで避難したため、多くの牛たちが餓死しました。放し飼いされていたおかげで生き延びた牛たちの殺処分が始まったとき、彼らは、「これは証拠隠滅になってしまう。牛たちを生き延びさせ、生体にどういう影響が出てくるか、研究者に提供して調査をつづけ、まぎれもない証言者として、原発事故の惨状を告発し続けてもらう。」そう、心に決めたそうです。

しかし、彼らが美味しい牛乳を搾って販売したり、霜降りの和牛を出荷できる日が再び来るのかどうかは、誰にもわかりません。

(2) 海岸線から内陸に入ると、まるで、家の中から前掛けをしたおばあさんが出てきそうな、あるいは子供たちがボールを蹴りながら走り出てきそうな、暮らしの匂いがそのまま残った家並みが、いたるところにあります。しかし、そこに人は住んでいないのです。誰もいないのです。

そんな場所で自宅の庭に花を植えている人を見かけたことがあります。聞いてみると、「隣の市で仮設住宅暮らしをしているけど、いつ戻れるかわからない。家は荒れ放題だが、修理もできない。せめて朽ち果てていく我が家に花だけでも飾って綺麗にしておいてやりたい。」と言います。

(3) 私の住む相馬市では、水道の水源は、放射線量の高い山中のダムです。市役所の説明では水道水は安全とのことですが、市民は不安に思い、ペットボトルの水でご飯を炊き、みそ汁を作る家庭が現在も多くあります。お風呂にしか水道を使わないと言うのです。生活費も当然跳ね上がります。

水道水を飲むか飲まないかをめぐって市民の中に分断があります。放射能を心配し過ぎて危険だと騒ぐから、風評も収まらないし復興も進まないのだ、という意見の市民もいるのです。地元産の農水産品についても同じです。家庭内で、地元産を食べたいおじいさんおばあさんと、自分も食べたくないし、子供にも決して食べさせたくない息子夫婦との感情のすれ違い、断絶があります。

長期にわたる低線量被ばくの健康被害について、見解が対立している状況です。やむを得ず、被災者がそれぞれ判断し、対策を取るため、こういう対立や分断は止むことなく生じています。

4 地域がまるごと失われ、暮らしが根こそぎなくなってしまうこと。明日を信じるできないということ。ここまで頑張れば救われる、という励みを持たずに暮らすこと。福島に住んで、日々我々が直面しているのは、こう

いうことです。

この玄海原発差し止め訴訟において、原告が抱えているのは、こういう事態をここ九州でも引き起こしてはならないという強い思いです。私が福島からこの裁判に参加したのも、同じ事故を二度と起こしてはならないという強い憤りからです。原発を再稼働するということは、半永久的に続く福島の被害を容認するということです。再び事故が起きることを容認することです。そんなことは断じて許すわけにはいきません。

福島のこの2年半は、原発が持つ異質の危険性をはっきりと表しています。汚染水の海への流出、汚染水貯蔵タンクからの度重なる漏出など、収束とは程遠い状況です。安倍首相が IOC 総会で安全だ、コントロールされていると強弁しても、次々に起きている被害がそうではないと証明しています。

放射能の危険におびえることのない平穏な環境で生活することは、我々の最も基本の権利です。

社会の命運を決するであろう此の時に、幸せな社会を造ろうと努力する人びとの背中を押し、勇気を鼓舞するような、そしてまた、人類史の画期となったと後世語り継がれるような、熱意と正義にあふれる裁判所のご判断を心からお願い申し上げまして、原告を代表しての陳述と致します。



佐賀地裁までアピールウォーク

□ 原告

川原 進氏



これから、私が、玄海原発を止めようというこの訴訟の原告になった理由を、ピカドンを受けた私の生い立ちから述べさせていただきます。

1 私とピカドン

私は、昭和19年12月30日、長崎市大黒町で生まれました。3人きょうだいで姉が2人います。1945年(昭和20年)8月9日午前11時2分、疎開先の時津の借家の庭先で母が洗濯物を干しているのを2人の姉と一緒に縁側で見ているとき、ピカドンのせんこうと爆風を受けました。母は庭に倒れ、私達は縁側から玄関まで吹き飛ばされたので、母は直ぐに私達に毛布をかぶせたそうです。

それから2日後、祖父と母は、本原一丁目にある叔父の家に預けていた物を受け取り、それから実家のある大黒町に家財を取りに、私と姉も連れて行きました。私達は、放射能が含まれたりほこりの中、爆心地である松山の直ぐそばを通ったそうです。その後も、私達は、母に連れられ、何日も時津と大黒町を往復しました。

2 ピカドンと差別

私は、その後半年位してから、髪の毛が抜けてしまい、母は、それを周りの人から知られないように、防空頭巾を、翌年の夏頃、産毛が生えてくるまで取ることができなかったそうです。当時、私達の周囲には、髪の毛が抜けてしまった人が沢山おり、人々は、丸坊主になっていくのは、ピカドンのせいではないかと噂し、「あの人はピカドンで体質が変わりいろんな病気になる」「奇形児ができる」など、後ろ指をさしていたそうです。

3 ピカドンの秘匿

私は、昭和44年妻と結婚し、昭和49年、被爆者健康手帳の交付をうけました。私達夫婦には子供ができませんでした。昭和55年、私達は長崎に帰ってきて、母と同居を始めました。当時、私は、自分がピカドンを受けたことに無頓着で、妻に話したこともありませんでした。母も、母自身や私がピカドンを受けたことを知られなくなかったので、妻には私がピカドンを受けたことや被爆者健康手帳を取得していることを話したことはなかったと、ずいぶん後になって、やっと聞き出しました。それでも、

ある時、母は妻に、「子供ができないのは息子のせいではないか」と、思わずもらしたそうです。

4 私の無頓着

私は、60歳で直腸ガンとなって直腸を摘出し、さらに、62歳で胃ガンとなり、手術をしなければならなくなりました。現在も通院しています。

私は、原爆症認定申請もしましたが、却下されました。その理由は、本当は8月11日長崎市に入ったのに、私の手帳には、被爆直後の行動として「8月15日 長崎市本原町1丁目入市」と虚偽の記載がされていたからでした。そうなったのは、私が、病気になるまで、ピカドンを受けたことについて無頓着だったからです。

5 ピカドンと原発

ところで、原発もいったん事故を起こせば、ピカドンと同じように放射能を広い範囲にまき散らし、内部被曝をひきおこします。例えば、今回福島で起こった原発事故によって、広い範囲で無差別に内部被曝が起きているはずで、私の住む長崎のすぐ隣にある玄海原発でいったん事故が起きれば、全く同じことが起きるかもしれないのです。私は、私の体験と、内部被曝を受けた人達の今後の体験とが重なるように見えるのです。ピカドンを受けた一人として、今は分からないが、長い年月が経った後、ヒロシマ・ナガサキが苦しんで来たように、同じ事が起こるのではないかと恐ろしいのです。

6 ピカドンも原発もない「核なき世界」へ

私は、被爆国日本が原点に戻り、ピカドンも原発もない「核なき世界」のリーダーシップを取って欲しいのです。ところが、核不拡散条約再検討会議の準備委員会で核兵器の非人道性を訴える共同声明に署名しなかった日本政府に対し、賛同した国々の人々は驚いて唾然としたでしょう。核兵器の非人道性を訴える共同声明に賛同しない限り、ピカドンも原発もない「核なき世界」を世界に訴えることは出来ないのです。

私の意見陳述も最後になりました。私達は、最後のヒバクシャであるべきだったのに、今、多くの人達が被曝をしています。いまだに、福島原発事故の実態ですら明らかになっていないのです。私は、裁判という手段で真実を引出し、国と九州電力を相手方として、原発の危険性と不合理性を主張し、全ての原発をなくすため、まずこの玄海原発を止めることを強く訴えます。ピカドンも原発もない「核なき世界」を実現するために。

原発なくそう! 九州玄海訴訟

風船プロジェクト3

2013年
7月28日レポート



ハト型風船も登場!



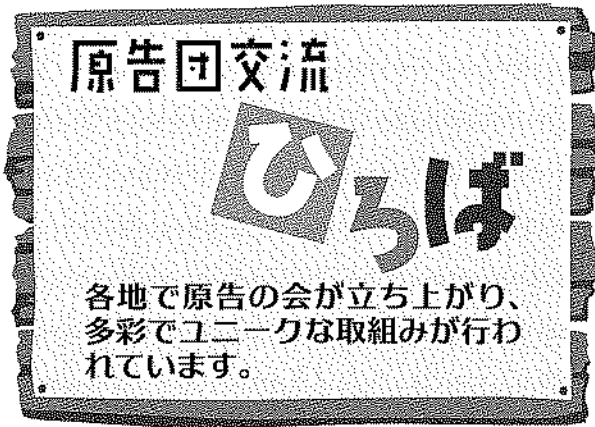
発見場所マップ



発射日時	発見日時	発射場所	発見場所	発射日時	発見日時	発見場所	発見場所
①7/29 9:10	7/29 8:30	福岡県豊前市大字川内	120.4km	⑪7/31 17:50	7/28 18:00	大分県中津市三光付近の山国川沿い堤防	129.5km
②7/29 9:00	7/28 21:00	福岡県築上郡築上町大字本庄	106.4km	⑫7/31 18:03	7/31 18:00	大分県宇佐市南宇佐	142.4km
③7/29 9:25	7/28 19:00	大分県中津市三光西株	125.7km	⑬8/01 9:00	8/01 9:00	福岡県鞍手郡小竹町	83.5km
④7/29 9:30	7/28 19:00	福岡県中間市岩瀬西町	87.99km	⑭8/01 9:29	7/31 17:30	福岡県京都郡みやこ町犀川上伊良原	103.2km
⑤7/29 14:30	7/29 8:00	熊本県上益城郡山都町花上	153.7km	⑮8/01 9:30	7/29 5:30	福岡県田川市伊加利城山町	92.6km
⑥7/29 16:50	7/28 17:00	大分県中津市耶馬溪町	124.4km	⑯8/01 21:44		福岡県豊前市	120.4km
⑦7/29 18:00	7/29 6:00	福岡県築上郡上毛町東下	122.4km	⑰8/05 9:48	8/03	福岡県豊前市大河内	114.6km
⑧7/30 10:20	7/30 9:00	大分県宇佐市下矢部	141.0km	⑱8/06 9:45	8/06 5:00	大分県中津市三光小袋	125.7km
⑨7/31 12:05	7/29 6:30	福岡県直方市溝堀	86.3km	⑲7/30頃	8/07 14:00	福岡県豊前市三毛門	122.7km
⑩7/31 14:30	7/31 10:00	福岡県築上郡上毛町	110.2km				

7月28日(日) 曇り。総勢250名が波戸岬海浜公園海のトリム(玄海原発から北北東に約5kmに位置)に集まり、午後2時38分、川内原発訴訟団と同時にそれぞれ約1000個の風船を大空へ放ちました。当時現地の風は、南西の風風速2.6m/秒。気象庁が発表するウィンドプロファイラ観測表によると、平戸上空2000m付近の風は西南西、3~4000mでは西風、5000m上空では西北西の風が記録されており、風船は、それぞれが到達した高度の風に乗れ、北九州、大分、熊本方面へと飛行したと推測しています。

第3弾賛助団体
福岡の貝・ハンナ & マイケル、久留米民商工会、詩人アーサー・ピナード、手作り製本機「ブナぶな考房」、山本社会保険労務士事務所 | Bオフィス、株式会社さららいと「雲山の水」、雲山の森有志の会、木村公一 & おっちょ、佐賀県医療生活協同組合、神野診療所、デイサービスやまもと、多久生協クリニック、緑の大地と青い地球を守る会、山口内科クリニック、有限会社佐賀保健企画、虹の薬局、久留米第一法律事務所、びーすなう法律事務所、佐賀中央法律事務所、いとしま法律事務所、福岡東部法律事務所、不知火合同法律事務所、筑豊合同法律事務所、福岡南法律事務所、中山知康法律事務所、北九州第一法律事務所、弁護士法人奔流、大橋法律事務所、福岡第一法律事務所、ちくし法律事務所、佐賀駅前法律事務所、からたち法律事務所、原発なくそう!九州玄海訴訟 原告の会:「中央区の会」「いとしまの会」「しこむむ会」



■北九州原告団 事務局長 植山 光朗

原発なくそう!九州玄海訴訟北九州原告団のとりくみを簡単に紹介します。1万人の玄海訴訟原告団達成のためには、北九州市域で最低2000人の原告をつくらなければならないというのが、北九原告団の自主目標です。10月1日現在、764人で目標の38.2%です。

北九では毎月の最終土曜日の午後、原告弁護団の先生を講師に、関心の高いテーマで定例会議と学習会を開催しています。開催会場は各区での原告団結成の手助けになるように配慮して、事務局（もっぱら塩田俊男事務局次長）が手配しています。

北九原告団はこれまで6回の口頭弁論には、毎回、大型バス1台で傍聴参加してきました。前回の第5回口頭弁論では終了後の報告集会で、小倉南原告団の新婦人のみなさんが原発いらぬの替え歌「ひょっこりひょうたん島」「オーシャンゼリーゼ」をステージで披露し好評でした。7月の第3回風船プロジェクトは「夏休み親子・孫のバスツアー」と銘うって中型バス1台で参加。サザエのつぼ焼きと焼イカと冷たいビールに舌鼓を打った後は、野外劇場で250人の参加者に替え歌を全員でアピール（写真）しました。10月の風船プロジェクトファイナルにもバス1台で参加する予定です。

このように北九原告団は「運動は楽しく面白く有意義に」をモットーに玄海訴訟にとりくんでいます。



■かすや原告の会 弁護士 池永 修



大ヒットとなった『世界の中心で愛をさけぶ』の著者で、わが『原発なくそう!九州玄海訴訟』の原告の一員でもある小説家の片山恭一さん(写真)の講演会が9月21日、福岡県は粕屋町のサンレイクかすやで開かれました。

篠栗町教育委員会の後援もあり、連休初日にもかかわらず、大人だけで60名、お子様連れの方も多数お見かけしました。会場には地元のオーガニックフードのお店から、手作りパンやお菓子、ジャムなどを出品していただき、飛ぶように売れていました。

演題は『いかにして人間を再稼働させるか』『人間の伝統や信仰は土地と切り離すことができない、日本人は西洋的な近代化を進めるため自分たちの手で歴史や伝統を切り崩してきた、その延長にあるのが福島第一原発事故、福島の現在は僕らの未来、僕らの未来を過酷な形で体現している』…文学者として人間と社会を見つめ続けてきた片山さんならではの切り口で原発の問題をお話いただきました。片山さんの講演に先立って行われた田中歩さん（『パンビの木箱』代表）トークライブでは、かつては当たり前だった生産者と消費者、そして地域の人と人とを繋げる『パンビの木箱』の取り組みをご紹介いただきました。

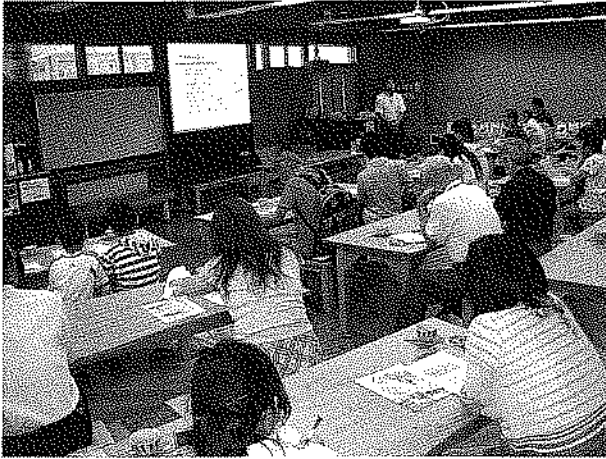


■福岡市城南区の会 世話人 檜和田 葉子

8月23日（金）三潯郡大木町にある「循環センターくるん」の見学・バスツアーを企画した。参加者40名。

町が資源循環型社会を目指したきっかけは、平成19年に施行されたロンドン条約による海洋投棄禁止に対して、し尿・浄化槽汚泥の陸上処理の必要性に迫られていたから。その後短期間でごみの量も減らし、ごみ処分にかけていた費用の削減もはかり、地域住民のつながりを深めつつ、新たな産業や町の特徴を生み出すことに成功したのだ。県内にそんな町があることに驚く一方、福岡市が大型焼却処分場を作り、周辺市町村からゴミを持つ

てきては燃やし続けている現実がある。首長がどの方向に舵を切るかで未来は変わることを痛感する。原告の拡大にはつながらなかったが、参加者の環境への思いが深まる良い企画だった。隣接するレストランでは地元野菜料理などがビュッフェ形式で楽しめ、草スキーもできる。平日しか見学できないが、ぜひ多くの方に訪れてもらいたい。



くるるんで説明を聞く参加者



■ちくしの会 世話人 遠藤 百合香

「ちくしの会」は筑紫野市、太宰府市、春日市、大野城市、那珂川町と広範囲にわたっています。そこで原告の方々の交流も兼ねて学習会を月に1回行っています。

講師に原告の方を起用するなど既存の学習会とは違った趣向も凝らしています。

11月は大分九重の八丁原地熱発電所見学を計画しています。他の原告の会のように大々的なバスツアーを行うわけではありませんが、原告の方々が親睦を深めて頂けるような見学会を目指しています。

他にも「風船プロジェクト」や佐賀地裁での裁判期日には皆で集まり、和気あいあいとした雰囲気の中、ちょっとしたピクニックに行っているようです。

目下の悩みは原告がなかなか増えない事ですが焦らずにコツコツと皆で声掛けを行い、多くの原告を増やしていくように頑張っていきたいと思います。

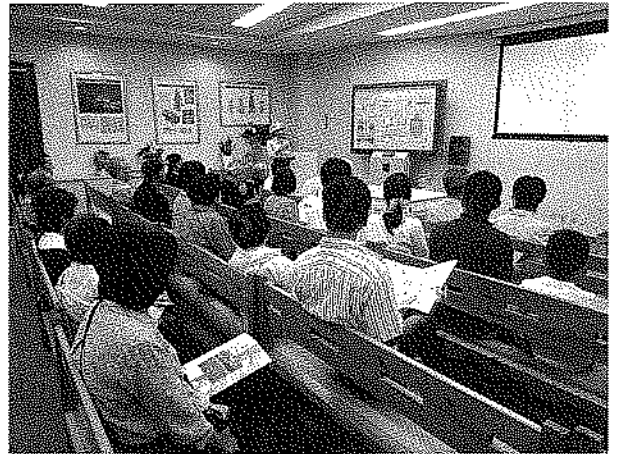


■福岡市南区原告の会 岡藤 れい子

本年8月20日、原発ゼロの会、南区原告の会共催による八丁原地熱発電所見学バスツアーに参加しました。

八丁原地熱発電所は、阿蘇くじゅう国立公園や日田彦山国立公園の山々に囲まれた場所にあります。

地熱発電は、最大3000メートルの深さまで掘り、そ



地熱発電所で説明を聞く参加者

こからマグマで熱せられた地下水をくみ取り、蒸気と熱水にわけ、蒸気は発電に使い、水は地下に返すというもので、資源を有効活用でき、周囲の環境を汚さず発電できる優れたものです。

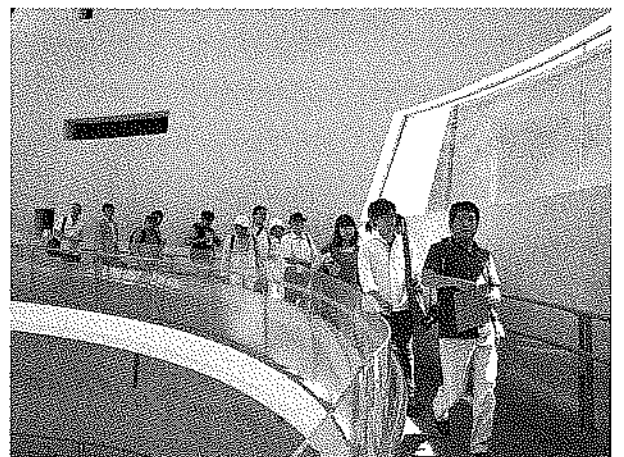
施設内では、ガイドから映像を使って説明を受け、巨大なタービンも見ることができました。九州は地熱発電に適している場所が多く、将来もっと増えるといいと思いました。

発電所見学の後は、くじゅう花公園でバイキング形式の昼食を楽しみました。産直野菜を中心としたメニューが充実しており、デザートは牛乳プリンも美味しかったです。

澄み切った青空の下、太陽に向かって立つ向日葵などに癒され、エネルギーをもらったツアーでした。



■福岡市中央区の会 世話人 岡村 澄江



長崎原爆資料館を見学しました

9月28日(土)3団体主催で「～今だからこそ平和について考える～」と題し、平和の尊さ、そして放射能の恐ろしさ、原爆被害の甚大さを学ぼうと体験型学習会

として大型バスツアーを企画しました。

参加者は28名。バスの中での自己紹介から始まり徐々に打ち解け、帰りのバスの中では参加者全員が自然と仲良くなっており、団結間にあふれた空間が広がりました。長崎原爆資料館、さらに、長崎平和資料館にて日本の加害者としての真相を学びました。また、生の被爆者の声を直接聞くことは、参加者全員にとって本当の意味で胸に突き刺る貴重な体験になりました。被爆者・下平さんの「平和とは、人の痛みがわかる心を持つこと」「歴史に目を瞑る者は、未来に盲目になる」との言葉の重さに参加者は耳を傾けていました。

脱原発の運動と、核兵器廃絶の運動は、核と人類は共存できないという点で共通するものであり、長崎の被爆の実態は福島でも繰り返されていることを考えると他人事ではない事が参加者の意識を変えたようです。



■いとしまの会 事務局 岡部 寛喜



九州玄海訴訟の原告が多数参加する「脱原発いとしまネットワーク」（木村公一代表）は8月26日糸島市議会（有田継雄議長）に対し、2つの請願書を4239名（後に追加され、最終的には4450名）の署名を添え、提出しました（写真）。当日は16名の同ネットワークの人たちが参加し、中牟田副代表が請願趣旨を読上げ、糸島市議会事務局の内野事務局長に手渡しました。

署名集めには多くの市民及び市外の人たちも共同し協力してくれました。「脱原発いとしまネットワーク」は、筑前前原駅での街頭宣伝と署名集めを2回、新興住宅地での個別訪問による署名集めを2回行いました。

再稼働反対の署名つき請願は糸島市議会の9月議会で審議され、議長を除く21名の議員のうち9名の議員の賛成しか得られず、否決されました。残る自然エネルギーへの転換を求める請願書は継続審議となりました。

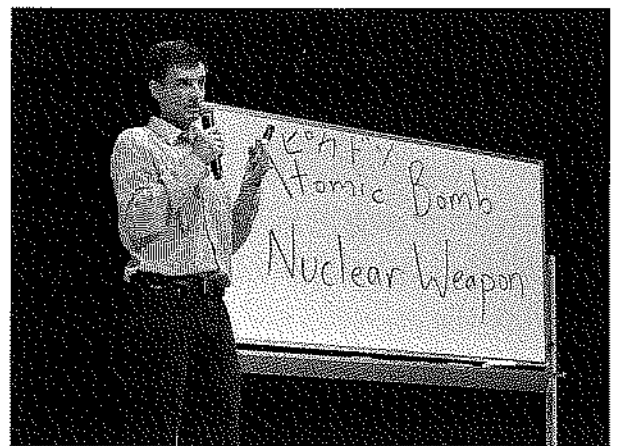
しかし、これまで複数の団体が個別に請願を提出して

いたのを1つにまとめ、可決されるまであと少しというところまで行けたのは大きな成果といえます。

糸島市は来年2月に市長・市議選が予定されており、脱原発いとしまネットワークはそれに向けてどう取り組んでいくか検討しているところですが、いずれにしても再び再稼働反対の署名付き請願を提出する予定にしております。次回は今回以上に署名を大量に集めたいと思っております。



■佐賀原告団運営委員会 運営委員 高祖 布佑子



8月28日、「原発なくそう！玄海訴訟」の原告でもある詩人アーサービナードさん（写真）の講演会を開きました。会場には約300の方が訪れ、アーサーさんが語るユーモアでノンストップな話に耳を傾けていました。オリンピック東京招致やTPP、原発、日本の抱える問題の裏に潜むアメリカ、アメリカで受けた原爆教育と「ピカドン」についてなど、話題は多岐にわたりました。そして、その中で言葉の言い回しによって報道や広告がわたしたちをいかにだましているか、その言葉の裏に隠された真実を知ること、言葉にもっと敏感になって少しでも違和感を感じたならばそれを素通りしないことが重要だと話されました。例えば最近、原発「再稼働」という言葉は報道では用いられず、「運転再開」と言い換えて世間に伝えることで過激な印象を薄めてる、という話に会場からは大きなため息が漏れていました。

普段何気なく使い、耳にしている言葉。そのおもしろさ、恐ろしさに触れ、言葉の持つ威力に改めて圧倒された時間となりました。





TOPICS

8.9 第7陣提訴 原告総数6751名に



8月9日の提訴で654名が新たに原告団に加わりました。第5陣6陣は提訴人数が少なかったため続けて赤字でしたが、7陣は赤字ラインちょうどでの提訴となり、赤字を回避することができました。

「赤字」って？

一人でも多くの方にこの運動に参加していただくため、玄海訴訟の原告参加費（印紙代）は5000円に設定されています。しかしこの裁判、実は提訴するのに一人14000円ほどかかります。その裁判費用を一人当たり5000円にまで引き下げるためには1回の提訴の人数が654人以上が必要です。それを下回ると裁判所に納める手続き費用（印紙代）が参加費用の合計額を上回るため赤字になってしまうのです。

9.27 規制委の現地調査に抗議

9月27日、原告・弁護団は原子力規制委員会が玄海原発で行った新規制基準適合審査に対し、抗議行動を行いました。早朝7時からの行動にもかかわらず、玄海原発正門ゲート前には10団体約50名が集まりました。訴訟団は規制委員会と九州電力に対し、抗議文を提出しました。



10.7 原子力災害対策に関する質問状を提出



玄海町



小城市

原告・弁護団は過酷事故が起きた場合、自治体がつくっている防災計画で安全に逃げることができるのか検証しています。10月7日、玄海町と玄海町民を受け入れる小城市にさまざまな場合を想定した質問状を提出しました。今後も県内の自治体に提出する予定です。

第6回裁判を傍聴して 参加者の感想

佐賀地方裁判所の「第6回口頭弁論」に糸島から18名(子ども2名)が参加しました。

原告を代表して意見陳述をされたお二人の陳述はとても説得力のあるものでした。

陳述人の一人で、福島の「生業を返せ、地域を返せ!福島原発訴訟」の原告団長でもある中島孝さんから、原発事故から2年半経つたいま、地域がまるごと失われ、暮らしが根こそぎなくなつてしまい、展望すら見えな

い現状をお聞きし、胸が締め付けられる思いがしました。

もう一人の、長崎の川原進さんは、生後8ヶ月で被爆して60歳で直腸ガン62歳で胃ガンを発症、結婚はしたが子どもはできなかった。自分たちが最後の被爆者であるべきだったのに福島原発事故で多くの人たちが被爆していることについて日本政府の姿勢を問われました。「核なき世界」を

実現するために力を尽くしたいと語られたことに共感しました。お二人の意見陳述のあと5名の弁護士さんから放射能・放射線の人的被害の科学的知見、チェルノブイリ原発事故による内部被爆がもたらす影響の検証、福島

島の原発事故により起きている、差別や地域の崩壊、人間関係の崩壊等、原発の不合理性の訴えがありました。

原発がいかに人類にとって危険であり不要であるか、いま決断すべきは原発を早くなくすことしかないとあらためて感じさせられました。このことは、私たちの運動に課せられた喫緊の課題だと考えます。

現在、「いとしまの会」では毎回原告団に多くの人が加わってもらうよう目標を決めて取り組んでいます。私も原告の数を増やさなくてはと思い強くしました。貴重な体験有難うございました。(いとしまの会 吉川 信子)

Information

第7回裁判のご案内

◎12月20日(金) 14:00から

佐賀地方裁判所にて

12:30に佐賀県弁護士会館に集合
駐車場が限られていますので、お近くの駐車場に停めるか、公共交通機関でお越しください。バスを出す地域もあります。詳しくはお問合せください。模擬法廷・報告集会は県立美術館ホールで行います。ぜひ、ご参加ください。

■意見陳述者の紹介

齋藤 貴男(さいとう たかお)さん
ジャーナリスト。「日本工業新聞」「プレジデント」編集部、「週刊文春」の記者を経てフリーへ。おもに時事、社会、経済、教育問題を取り上げる。格差社会や政府による情報統制などへの厳しい批判で知られている。2012年『「東京電力」研究排除の系譜』で第3回いける本大賞を受賞。



菅波 佳子(すがなみ よしこ)さん
福島県大熊町の司法書士。自身も被災者ながら、原発事故から半年間で40か所以上の避難所を訪れ、住宅ローンや借金問題の無料相談会を開いてきた。その活動は朝日新聞の連載「プロメテウスの畏」でも取り上げられた。

第8回裁判のご案内

◎2014年3月28日(金)〈予定〉

佐賀地方裁判所にて

集合場所、時間は第7回と同じです。

第8陣提訴のご案内

◎11月21日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館に集合

再稼働ストップ! 原発は廃炉に!! 原告を広げてください!

福島第一原発事故は汚染水問題など収束とは程遠い状況です。事故の原因究明も不十分のまま、今、原発再稼働の動きが加速しています。9月27日、規制委員会は玄海原発の現地調査を行い、玄海が川内よりも先行する可能性を示唆しています。

11月10日、福岡市中央区の舞鶴公園で「さよなら原発!九州沖縄集会」が行われます。玄海訴訟の今年最後の提訴はその直後21日(締切15日)です。集会を万単位で成功させ、前回は上回る提訴で「再稼働ストップ」の大きな流れをつくりましょう。

次回提訴予定者は現在147名(10/16現在)です。6751名の原告のみなさんが一人、仲間を増やすことで原告数は大きく伸びます。一人ひとりの力が大切です。どうか、あなたの力をおかしてください。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団

発行責任者/長谷川 照

発行日/2013年10月28日

事務局/佐賀中央法律事務所

佐賀市中央本町1-10

ニュー寺元ビル3F

Tel.0952-25-3121

Fax.0952-25-3123

*今後の連絡不用の方は
お申し出下さい。

